

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

阿見町長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療の保険料の期割・徴収事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施している。 ①後期高齢者医療広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割)賦課している。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合は滞納整理業務を実施し、過誤納金が生じた場合は還付業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や証の交付等の窓口事務を実施している。
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と構成市町村に設置される窓口端末で構成される。 後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル 2. 保険料情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 特別徴収ファイル 5. 滞納情報ファイル 6. 口座情報ファイル 7. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第117項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第115項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
後期高齢者医療広域連合	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 029-888-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部国保年金課 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 029-888-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを講じ、また徹底している。

変更箇所

[illegible]